

平成 27 年度食品中に残留する動物用医薬品等の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、平成 18 年 5 月 29 日からポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められている場合は、その基準に基づき規制されるが、残留基準が定められていない場合は、ヒトの健康を損なうおそれのない量、いわゆる一律基準（0.01 ppm）により規制されることとなった。

東京都では残留動物用医薬品等について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。平成 27 年度の検査結果は以下の通りであった。

1 実施期間

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

2 実施機関

食品監視課、健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目（表 1）

抗菌性物質 39 種、内寄生虫駆除剤 19 種、その他 20 種 計 78 項目

5 検査対象品目（表 2、表 3、表 5）

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計 1,147 検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚等 計 39 検体
- (3) と畜段階での検査：牛、豚 計 62 頭、186 検体

6 検査結果（表 2 から表 5）

畜産物及び魚介類の検査結果を表 2 から表 4 に示した。基準値を越える抗生物質を検出した蜂蜜 1 検体に対して、輸入者を管轄する自治体に通報した。

と畜段階での検査結果を表 5 に示した。残留抗菌性物質を検出した検体はなかった。

表1 動物用医薬品の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (39種)	抗生物質 (6種)	マクロライド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、アミノグリコシド系、チアムリン、チルミコシン
	合成抗菌剤 (33種)	エトパベート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルメトプリム、サラフロキサシン、シプロフロキサシン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファセタミド、スルファチアゾール、スルファメトキサゾール、スルファドキシシ、スルファニトラン、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシシ、スルファピリジン、スルフィソゾール、ナリジクス酸、クロピドール、ダノフロキサシン、チアンフェニコール、デコキネート、トリメトプリム、ナイカルバジン、ピリメタミン、フロルフエニコール、サルファ剤、マラカイトグリーン
内寄生虫駆除剤 (19種)		オキシベンダゾール、オクスフェンダゾール、チアベンダゾール、ドラメクチン、トリクラベンダゾール、フェンベンダゾール、フルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、モキシデクチン、クロルスロン、クロサンテル、ジクラズリル、レバミゾール、シロマジン、5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン、5-ヒドロキシチアベンダゾール、メベンダゾール、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
その他 (20種)	ホルモン剤 (5種)	β-トレンボロン、ゼラノール、デキサメタゾン、メチルプレドニゾロン、プレドニゾロン
	殺鼠剤 (1種)	ワルファリン
	殺虫剤 (10種)	アミトラズ、エトキサゾール、クマホス、スピロジクロフェン、ピリダベン、フィプロニル、フェンピロキシメート、プロパルギット、ヘキシチアゾクス、ファミフル
	鎮静剤 (1種)	アザペロン、キシラジン
	気管支拡張剤 (1種)	クレンブテロール
	消化促進剤 (1種)	メンブトン
	殺菌剤 (1種)	クリスタルバイオレット

表2 畜産物中に残留する動物用医薬品の検査結果【()内は検出検体数】

食品名	抗菌性物質			内寄生虫 駆除剤 検体数	その他					
	抗生物質	合成抗菌剤	ホルモ		殺鼠	殺虫	鎮静	気管支	消化	
	検体数	検体数	ン剤		剤	剤	剤	支	進	
牛	筋肉	299	61	61	36	36	36	36	36	36
	腎臓	190								
	肝臓	9								
豚	筋肉	334(4)	102	102	51	51	51	51	51	51
	腎臓	185(2)								
	肝臓	2								
食鳥	筋肉	30(6)	30(1)	30						
	肝臓	1	1	1						
卵	鶏卵	27	27	27						
乳類	生乳	31	31	31						
	牛乳	29								
	低脂肪牛乳	3								
	成分調整牛乳	1								
その他	蜂蜜	6	6				41(8)			
合計		1,147	258	252	87	87	128	87	87	87

表3 魚介類中に残留する動物用医薬品の検査結果【()内は検出検体数】

食品名	抗菌性物質		内寄生虫	その他	食品名	抗菌性物質		内寄生虫	その他	
	抗生物質 検体数	合成抗菌剤 検体数	駆除薬 検体数	殺菌剤 検体数		抗生物質 検体数	合成抗菌剤 検体数	駆除薬 検体数	殺菌剤 検体数	
海水魚	エビ(注1)	2	6		淡水魚	アユ		5	5	
	エビ加工品	2	2			イワナ	1	1		
	イカ	1	1			ニジマス	2	2		
	カニ	1	1			ヤマメ	2	2		
	カンパチ		1	1		ウナギ加工品	1	1		1
	シマアジ		2	2		合計	21	38	13	1
	カレイ	4	4		(注1) エビには、ブラックタイガー、バナメイを含む。 (注2) サケには、アトランティックサーモン、サーモントラウトを含む。					
	タイ	1	1							
	スズキ		1	1						
	サケ(注2)	1	5	4						
	サケ加工品	2	2							
ホッケ加工品	1	1								

表4 検査で検出した物質の内訳

食品名	原産国	物質名	検出値	残留基準	
畜産物	豚筋肉	メキシコ	クロルテトラサイクリン	0.1ppm	0.2ppm
		メキシコ	クロルテトラサイクリン	0.1ppm	0.2ppm
		日本	ドキシサイクリン	0.02ppm	0.05ppm
		日本	ドキシサイクリン	0.03ppm	0.05ppm
	豚腎臓	日本	(注1)	0.17ppm	0.2ppm
		日本	(注1)	0.15ppm	0.2ppm
	鶏筋肉	日本	ラサロシド	0.001ppm	0.1ppm
		日本	ラサロシド	0.005ppm	0.1ppm
		ブラジル	ラサロシド	0.003ppm	0.1ppm
		ブラジル	ラサロシド	0.002ppm	0.1ppm
		ブラジル	ラサロシド	0.005ppm	0.1ppm
		ブラジル	ラサロシド	0.006ppm	0.1ppm
		ブラジル	ナイカルバジン	0.038ppm	0.2ppm
			エンロフロキサシン	0.02ppm	0.05ppm
	蜂蜜	アメリカ	アミトラズ	0.03ppm	0.2ppm
		アメリカ	アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm
		アメリカ	アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm
		スペイン	アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm
スペイン		アミトラズ	0.02ppm	0.2ppm	
スペイン		アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm	
ハンガリー		アミトラズ	0.01ppm	0.2ppm	
フランス		アミトラズ	0.02ppm	0.2ppm	

(注1) オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和

表5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	5	15	-	-	-
豚	57	171	-	-	-
合計	62	186	-	-	-